

(別紙)

支 払 計 画 書

回数	対象期間	支払金額	支払時期 (※)
1	平成 31 年 5 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	(11 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	(※1)
2	平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	(12 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	平成 32 年 4 月末 (※2)
3	平成 33 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで	(12 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	平成 33 年 4 月末 (※2)
4	平成 34 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで	(12 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	平成 34 年 4 月末 (※2)
5	平成 35 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで	(12 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	平成 35 年 4 月末 (※2)
6	平成 36 年 4 月 1 日から 平成 36 年 4 月 30 日まで	(1 ヶ月分) 税抜額 金 , 円 消費税額 金 , 円	平成 36 年 4 月末 (※2)
計	60 ヶ月間		—

(※1) 賃貸借開始後、適法な請求書を受理した日 (以下、「請求書受理日」という。) が、賃貸借開始日の属する月の 1 日から 15 日までの間であれば同月末、同 16 日から 31 日までの間であれば翌月末となる。

(※2) 請求書受理日が 4 月 1 日から同月 15 日までの間の場合。請求書受理日が 4 月 16 日から同月 30 日までの間の場合、5 月末となる。